

コンテックグループ
環境に対する品質保証の取組み

第 15 版 2020 年 11 月 12 日

株式会社コンテック

はじめに

地球環境保全は企業の重要課題であり、社会的・国際的に環境に配慮した製品を提供することは、事業をグローバルに展開しているメーカーにとって大きな使命だと認識しています。

当社グループは、「独創的な技術と製品を通して社会に貢献する。」ことを経営理念に掲げ、「環境・安全を重視し、快適で豊かな社会に役立つ製品・システムを開発、提供する。」ことをグループ行動規範のひとつとしています。このグループ行動規範を実現させるために、ISO9001、ISO14001、JIS Q15001等のマネジメントシステムで、品質面、環境面、個人情報保護の体制を構築し、企業活動に取り組んでおります。

本書は、コンテックグループの環境に対する品質保証の取組みをまとめた資料です。

目次

1. 環境方針	1
1.1 経営での取組み.....	1
1.2 有害化学物質不使用方針の明確化.....	1
1.3 組織.....	1
1.4 有害化学物質の管理活動.....	2
1.4.1 製品の有害化学物質管理.....	2
1.4.2 管理対象有害化学物質.....	2
2. 有害化学物質管理	3
2.1 有害化学物質管理.....	3
2.2 変更管理.....	3
3. 量産での環境品質保証体制	3
3.1 資材・購買.....	3
3.1.1 購買管理.....	3
3.1.2 外注管理.....	3
3.2 受入検査.....	3
3.3 製造工程.....	3
3.4 出荷検査.....	4
3.5 トレーサビリティ.....	4
3.6 不適合品の管理.....	4
4. 教育訓練	4
5. 有害化学物質管理体制の監査	4

1. 環境方針

1.1 経営での取組み

コンテックグループは経営理念 および グループ行動規範の下、環境マネジメントシステム ISO14001 規格に基づく環境保全活動を通じて、設計、生産、販売のあらゆる側面で、資源の保護ならびに地球環境の汚染予防に配慮して行動しています。

ホームページリンク先

- ・ 経営理念：<https://www.contec.com/jp/about-contec/corporation/vision/>
- ・ グループ行動規範：<https://www.contec.com/jp/about-contec/esg/rule/>

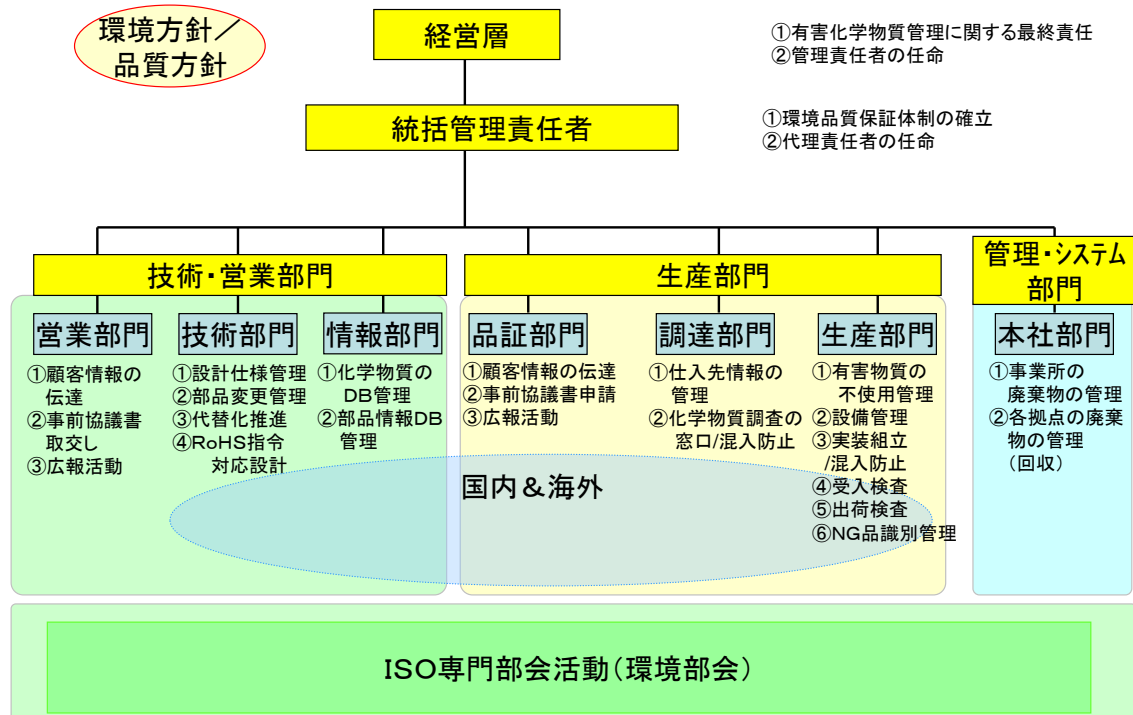
1.2 有害化学物質不使用方針の明確化

コンテックグループは、環境マネジメントシステム ISO14001 規格に基づく環境保全活動を通じて、有害化学物質の製品および生産工程における使用をなくすことを明確にし、全従業員へ周知徹底を実施しております。

- (1) 環境方針で地球環境の悪化防止を掲げ地球環境保全に努めています。
- (2) 環境保全活動として製品の化学物質管理の取組みで、RoHS 指令対応および化学物質の管理体制の構築を進める活動を実施しております。

1.3 組織

環境マネジメントシステム ISO14001 規格に基づく環境保全活動を基本とし、有害化学物質に対する品質保証の体制を構築し、地球環境保全に対するコンテックグループの継続的な活動を推進しています。



1.4 有害化学物質の管理活動

1.4.1 製品の有害化学物質管理

設計段階で製品が含有する有害化学物質を確認し、化学物質の不含有/含有の管理を行います。

- ・コンテック製品の製品本体（基板、筐体、ケーブル、梱包材および添付品（取扱説明書、CD-ROM）およびその付属機器を対象とします。

製品における部品・部材の有害化学物質調査は、SGS、JAMP、JIG（ジョイント・インダストリー・ガイドライン）に準拠し、実施いたしております。

1.4.2 管理対象有害化学物質

国内外の関連法規制により定められた「含有禁止化学物質」の含有が無いこと、閾値以下の含有であることを目標に活動しています。また、「EU REACH 規制 認可候補物質（高懸念物質）リスト」を対象とした化学物質含有量調査を推進しています。

なお、RoHS2 指令対応製品の管理対象有害化学物質と閾値基準は、以下の通りです。

（RoHS2 指令対応製品）

下表に示す RoHS2 指令（RoHS2 (2011/65/EU)+(EU)2015/863）の特定有害物質を使用していない部品を用いた製品です。ただし、RoHS2 指令で除外された用途を除きます。

RoHS2 指令対応製品は、製品・梱装箱のラベル等で識別可能にします。

管理対象有害化学物質	用途等	コンテックグループ閾値基準
鉛/鉛化合物		1000ppm 以下
カドミウム/カドミウム化合物		100ppm 以下
水銀/水銀化合物		1000ppm 以下
六価クロム/六価クロム化合物		1000ppm 以下
ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	特定臭素系難燃剤	1000ppm 以下
ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	特定臭素系難燃剤	1000ppm 以下
DEHP（フタル酸ジニエチルヘキシル）		1000ppm 以下
BBP（フタル酸ブチルベンジル）		1000ppm 以下
DBP（フタル酸ジブチル）		1000ppm 以下
DIBP（フタル酸ジイソブチル）		1000ppm 以下

注:

- ・「使用していない」とは、閾値基準未満であることを示します。
- ・閾値基準は、部品を構成する均質材料の濃度を示します。
- ・均質材料とは、機械的に分解可能な部品を構成する最小部位を意味します。
- ・製品に使用する他社製部品の特定有害物質情報は、部品メーカーの提供情報に基づきます。
- ・製品については以下【RoHS compliant】マーク表示で識別可能にします。



なお、国内外の法規制等の改正や動向により、管理対象有害化学物質およびその基準値の見直しをすることがあります。

2. 有害化学物質管理

2.1 有害化学物質管理

関連法規や顧客の要求事項を明確にし、常に最新情報を維持、管理します。

2.2 変更管理

社内（海外工場も含む）および取引先において変更にまつわる内容が発生したときは、コンテックグループの管理対象有害化学物質について確認を行い、変更内容を管理します。これは、品質マネジメントシステムの変更管理の運用に基づき実施します。

3. 量産での環境品質保証体制

3.1 資材・購買

取引先に対して、以下のような「コンテックグループ グリーン調達ガイドライン」に基づく取引を基本として実施します。

- ・コンテック製品に使用する部材の有害化学物質調査の実施
- ・環境負荷化学物質の不使用保証書の提出依頼
- ・環境マネジメントシステム、有害化学物質不使用体制等の確認（環境品質監査報告書提出依頼）
- ・環境保護に関する覚書の締結（グリーン調達基本契約約款を締結）

また、関連法規や顧客の要求事項を明確にし、常に最新情報を維持、管理します。

3.1.1 購買管理

取引先（2次、3次外注含む）が、化学物質管理体制および禁止物質が含有されないしくみを持った取引先であることを、仕入先評価を行い確認の上、取引可能といたします。

3.1.2 外注管理

取引先（2次、3次外注含む）の化学物質管理に対し、自社と同じ管理を要求し、管理状況を定期的に確認いたします。

- ・取引先（外注加工先含む）に有害化学物質の情報が伝達されていること。
- ・取引先（外注加工先含む）で有害化学物質の管理体制が実施され、確認されていること。

3.2 受入検査

有害化学物質を含んでいない部品・部材は、指定した部材・部品が間違いなく入荷していることを品名等で確認いたします。

部品・部材で管理対象物質を含むものは、含まない部品・部材とは分離して識別管理で混入防止を確実にいたします。

3.3 製造工程

有害化学物質の混入防止のために、生産設備の識別・分離管理、治工具の識別・分離管理および教育・訓練を受けた人員による生産・検査作業を実施いたします。

3.4 出荷検査

製品構成に基づき、有害化学物質を含んでいない部材・部品を、当社が認定した生産工程で製作されたことの記録を全て確認する出荷管理を行います。

3.5 トレーサビリティ

製品ロットの日程管理を実施いたします。

有害化学物質の問題が発生した際の原因追及および問題となる部品・部材の特定、および製品の対象ロットの特定を行います。

3.6 不適合品の管理

不適合が検出された製品（材料、部品、半完成品含む）は、不注意に使用されたり、出荷されたりすることを防ぐために識別管理（場所、識別札、識別文書）で分離し正常品との混入を防止する不適合品の管理を実施いたします。

4. 教育訓練

教育・訓練は、有害化学物質管理に関する必要性を明確にし、年間計画で従業員に周知・徹底を行います。また、取扱う工程に従事する要員には、別途専門的教育・訓練を実施の上、資格認定いたします。

5. 有害化学物質管理体制の監査

有害化学物質の管理体制に関する活動が決められた通り、または計画通り実行されていることを確認し、目標を達成するために最適かどうかの判定をするために、内部監査を実施いたします。

以上